

# 令和6年度 第1回京都市産業廃棄物資源循環推進会議 次第

令和6年7月12日（金）午前10時

## 1 開会

## 2 議事

産業廃棄物処理指導に係る令和5年度の取組結果について

## 3 閉会

### ○ 会議資料

資料1 産業廃棄物処理指導に係る令和5年度の取組結果について

別紙1 業種別啓発リーフレット（医療機関等向け）

別紙2 ごみゆにけーしょん 第49号

別紙3 さんぱい施設見学エコツアー 周知チラシ

資料2 補足資料（制度、施策等の概要）

## 産業廃棄物処理指導に係る令和5年度の取組結果について

### 1 排出事業者に対する取組

#### (1) 排出事業者に対する指導・啓発

補足資料の番号

関連する指針の番号

##### ア 立入指導

##### (ア) 多量排出事業場【補1】

製造業を中心としつつ、小売業、建設業、医療機関等の幅広い業務を対象に、計画どおり立入りを実施した。

特に、特別管理産業廃棄物の多量排出事業場に該当する可能性のある医療機関を対象に重点的に立入りをを行い、必要な指導を実施した。

##### (イ) 廃プラスチック類を多く排出する事業場 1-1

多量排出事業場を中心に事業場に立ち入り、プラスチック資源循環に関する取組状況を確認した。

(各事業者の取組状況)

- ・ ほとんどの事業場が簡易な分別やリサイクルに取り組んでいる。
- ・ プラスチックの使用削減の取組については、小売業のチェーンストアで、プラスチック袋の全廃やバイオマスプラスチックへの代替といった事例が見られた。
- ・ リサイクルについては、単一素材プラの有価売却、ボトル to ボトルリサイクル、大学と連携したポリ容器への再加工といった事例があったが、大半はRPF化によるサーマルリサイクルが中心であった。

##### (ウ) さんぱいチェック制度【補2】において「さんぱい適正処理・3R推進事業場」の認定申請のあった事業場 1-8

チェックシートによる自己チェックの結果（廃掃法の保管基準、委託基準及びマニフェスト等の遵守の状況）が適正であるかについて確認するため、立入指導を実施した。

##### (エ) 建設リサイクル法に基づく届出のあった建設工事の現場【補3】

再資源化が義務付けられている特定建築資材（木くず、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊）の処理状況等を確認した。

##### (オ) 地下工作物の存置に係る届出のあった現場【補4】

存置による生活環境保全上の支障の発生のおそれがないこと及び存置の有用性を確認するための現場調査を行った。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多量排出事業場等	3	15	15
さんぱい適正処理・3R推進事業場 認定申請事業場	18	13	21
建設リサイクル法届出現場	41	47	42
地下工作物存置届出現場	29	21	18

## イ 産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導等 2-1 1-6

- (ア) 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地【補5】の監視
- (イ) 重点監視地域【補6】に対する定期的なパトロールの実施
- (ウ) 大岩街道周辺地域【補7】での監視パトロール、立入指導等の実施
- (エ) 関係機関との連携による路上検問の実施
- (オ) クリーンセンターにおける搬入ごみ検査【補8】
- (カ) 不適正処理に対する指導等

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保管用地	届出件数	3	2	0
	廃止件数	0	0	7
	累積届出件数	50	52	45
重点監視地域パトロール回数		週1～4回	週1～4回	週1～4回
大岩街道 周辺地域 対策	監視パトロール回数(注1)	週6回	週6回	週6回
	立入指導件数	12	11	7
	一斉立入指導回数	1	1	1
路上検問(注2)回数		1	1	2
クリーンセンター 搬入ごみ検査	実施回数	141	140	145
	検査件数(台数)	353	331	325
	指導件数(注3)	323	290	306
不適正処理事案への指導件数(注4)		129	121	66

注1 監視パトロールは、委託業者による監視(平日早朝及び休日を含む。)を含む。

2 路上検問の実施の概要は以下のとおり。

(①は京都府及び京都市主催、②は滋賀県及び大津市主催で実施)

- ・実施日：①令和5年6月8日(木)、②令和5年10月3日(火)
- ・実施場所：①途中越(京都市左京区大原小出石町 国道367号 滋賀方面行車線)  
②立木観音前(滋賀県大津市石山南郷町地先 国道422号京都府宇治市方向車線)
- ・参加主体：環境省近畿地方環境事務所、滋賀県、大津市、京都市、下鴨警察署等
- ・実施結果：①口頭指導 1件(車両表示不備 1台)

3 指導件数は、一般廃棄物収集運搬業者に対する事後指導件数及び持ち込みごみ搬入者への持ち帰り指導件数の合計。なお、指導件数には、産業廃棄物関係以外の指導(一般廃棄物の搬入不適物等)も含む。

4 令和4年度下半期から指導件数の計上方法を変更し、産業廃棄物の不適正処理が確認できない案件については、指導を行っていても計上対象外としている。

## ウ PCB廃棄物の適正保管及び適正処理の指導 2-2

- (ア) 高濃度PCB廃棄物に対する取組

荷姿登録期限である令和5年11月15日までに発見されたものについては処分が完了。

期限以降に新規発見報告が6件あり、環境省及びJESCOと情報を共有し、適切に保管を行うよう指導している。

◇ 京都市内で継続保管されているコンデンサー等の状況(令和6年6月末時点)

	変圧器	コンデンサー	PCB油
高濃度PCB廃棄物の残数(台)	0 (0)	1 (1)	0 (0)

※ 括弧内は、保管事業場数

◇ 京都市内で保管されている蛍光灯安定器等の状況（令和6年6月末時点）

	安定器	小型電気機器	ウエス等・その他汚染物
高濃度 PCB 廃棄物の残数 (kg)	86 (3)	2 台 (2)	0 (0)

※ 括弧内は、保管事業場数

(イ) 低濃度 PCB 廃棄物に対する取組

○ 保管事業者への働きかけ

保管事業者からの届出等の機会を活用し、環境省のパンフレットを同封するなど、計画的に処分を進めるよう働きかけた。

○ 環境省補助金事業の案内

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（※）の案内を、低濃度 PCB 機器を所有している約 100 の民間事業者に対して送付した。

※ 使用中トランスの分析等調査や高効率トランス交換費用の補助制度

○ 庁内への取組

上記に加え、全体の 3 分の 1 を占める庁内の保管事業所に対して、予算の確保状況等の調査を行い、期限内の計画的な処理に向けた働き掛けを行った。

エ 電子Manifestoの導入促進 **1-9**

立入指導等の機会を活用した電子Manifesto導入の勧奨、特別管理産業廃棄物の多量排出事業場に該当する医療機関に対する電子Manifesto使用の指導、ホームページによる排出事業者等への研修会の周知を図った。

（参考1）全国における電子化率（年度末時点）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国の電子化率（注）	72%	77%	81%

注 年間総Manifesto数を 5,000 万枚として算出

（参考2）京都市における電子Manifesto加入者数（各年度末時点）

年 度	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	合 計
令和3年度	5,789	294	63	6,146
令和4年度	5,730	303	70	6,103
令和5年度	5,940	325	69	6,334

## オ 産業廃棄物関係の諸手続におけるオンライン化 1-9

下記の報告書に関し、オンライン手続を導入した。

報告内容	報告総数	提出方法		
		オンライン	メール	郵送等※
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	3,826	520	1,059	2,247
多量排出事業者の(特別管理)産業廃棄物処理計画書・実施報告書	152	31	121	0

※ 持参及びFAXによる提出を含む。

## カ 少量排出事業場に対する指導・啓発 1-6

- (7) 少量排出事業場が多い業種を対象にした業種別リーフレットによる啓発  
医療機関等(病院及び診療所(歯科を含む。))並びに薬局からよく排出される廃棄物の分別方法や正しい処理方法について分かりやすく示した啓発用リーフレットを作成し、業界団体等を通じて配布した(別紙1参照)。

発行部数	配布の協力依頼先	
5,500部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社) 京都府医師会</li> <li>・(一社) 京都府歯科医師会</li> <li>・(一社) 京都府薬剤師会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社) 京都府病院協会</li> <li>・(一社) 京都私立病院協会</li> <li>・京都府保健事業協同組合</li> </ul>

- (4) クリーンセンターにおける搬入ごみ検査及び検査結果に基づく指導・啓発  
検査の結果、産業廃棄物やリサイクル可能な紙ごみ(一般廃棄物)などの分別が不十分であった排出事業場に対し、一般廃棄物の収集運搬業者を通じて訪問や電話による啓発を行うとともに、本市職員による立入指導等を実施した。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
立入指導件数	315	283	275

注1 排出事業者への立入指導等(電話で指導したのものも含む。)の件数であり、搬入ごみ検査における搬入者への指導件数(上記イ(オ))とは一致しない。

2 立入指導は、事業場の規模の大小に関わらず実施しており、対象は少量排出事業場に限られない。

- (7) 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」の発行(別紙2参照)  
事業ごみの排出ルールに関する知識やごみの減量・再資源化の必要性及びその方法、優良事例などを分かりやすく紹介するニュースレターを作成し、各種業界団体を通じて排出事業者等に配布した。

発行年月(号数)	主な内容	発行部数
令和5年5月(49号)	業種別の正しいごみの出し方	30,000部
令和5年9月(50号)	食品ロス削減月間	30,000部
令和6年1月(51号)	2R及び分別・リサイクル活動優良賞	30,000部

(参考)「京都PVパネル循環プラットフォーム」(京都府主催)【補9】

への参画 **1-7**

◇令和5年度の開催実績

- 打合せ会議 ワーキンググループ(資源循環及び長寿命化)ごとに実施  
することを確認
- 資源循環WG 第1～3回(事例紹介、リサイクル施設視察等)
- 長寿命化WG 第1～3回(課題共有、事例紹介等)

(2) 排出事業者による自主的な取組の促進 (共通) **1-1 1-2 1-3**

ア さんばいチェック制度の実施 **1-8**

(ア) 新たな認定制度の導入

継続的な取組を促すための制度の見直しを行った。

- ・ シルバー認定(認定回数3回以上、有効期間2年)及びゴールド認定(シルバー認定回数3回以上、有効期間3年)の新設
- ・ 過去に表彰を受けた事業場の申請の制限を撤廃

(イ) 認定申請の対象となるマニフェストの必要数の引下げ

- ・ 直近3年度の平均使用数を24枚(回)から12枚(回)に変更

(ウ) チェックシートの改善

既存のチェックシートの分類の簡素化 など

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
優良事業場認定申請 件数(認定件数)	18 (15)	13 (13)	21* (21)
※うちシルバー認定件数	—	—	19

イ プラスチックの資源循環に係る良好事例の紹介 **1-8**

市内の排出事業者による、廃プラスチック類の分別やマテリアルリサイクル等の良好事例を、京都市公式YouTubeチャンネル「きょうと動画情報館」で紹介した。

紹介事業者	取組概要	公開日	視聴回数
コバオリ株式会社 (ブランドパッケージングソリューション企業)	非食用米由来の国産バイオマスプラスチックである「ライスレジン®」を活用した製品の開発・販売を行っている。	令和6年 1月29日	598回 (令和6年6月 30日時点)

(参考 URL) <https://youtu.be/Q75L7SubP8Q>

### (3) 排出事業者に対する情報提供等

#### ア 排出事業者向け総合ポータルサイトの構築 1-1 1-2 1-3 1-7 1-10

令和6年3月25日開設

#### イ あらゆる機会を活用した情報発信 1-1 1-2 1-3 1-7

「廃棄物の適正処理ガイドブック」等を用いた指導、啓発に加え、立入指導やさんばいチェック制度の案内送付などの様々な機会を活用して、(一社)京都府産業廃棄物3R支援センター等と連携し、排出事業者に有益な情報を提供した。

- さんばいチェック制度の案内等の機会を活用した各種情報提供
- 冊子等を活用した指導・啓発

- ・ 廃棄物の適正処理ガイドブック【令和4年11月改訂】
- ・ 事業系廃棄物の正しい出し方【令和5年1月改訂】
- ・ いち、に、さんばい！（小中学生向け）
- ・ 焼却禁止の啓発チラシ
- ・ 焼却炉の基準に係る啓発リーフレット

※ その他、環境省等が発行する啓発資材を活用している。

- 講習会、社内研修、「京都市政出前トーク」等への講師派遣（依頼なし）

#### ウ その他の情報発信

- 新型コロナウイルス感染症対策備品等の適正廃棄に関する周知（HP掲載）

### (4) 下水汚泥のリサイクルの推進【補10】 1-5

本市の下水道事業で発生する下水汚泥の約半分を、下水汚泥固化燃料施設【補10】において燃料化することにより、石炭の代替燃料として火力発電所等において有効に利用するリサイクルを実施している。

- 下水汚泥の処理状況 （単位：トン）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
固形燃料化	49,491 (46.7%)	45,519 (41.2%)	46,820 (43.0%)
焼却	56,137 (53.0%)	64,856 (58.8%)	63,301 (57.0%)
セメント原料	198 (0.2%)	0 (00.0%)	0 (00.0%)
合計 (下水汚泥排出量)	105,826	110,375	110,121

## 2 産業廃棄物処理業者に対する取組

### (1) 産業廃棄物処理業者に対する指導・啓発等

#### ア 法令に基づく指導監督

##### (7) 産業廃棄物処理施設への定期的な立入検査

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中間処理・積替保管施設	36件/全86件 (延べ44回)	37件/全87件 (延べ39回)	36件/全86件 (延べ40回)
自己処理施設	1件/全2件	0件/全2件	1件/全2件
ダイオキシン類の行政検査	2件/全2件	2件/全2件	2件/全2件
法に基づく定期検査	1件/全4件	1件/全4件	1件/全3件

##### (4) 違反行為に対する厳正かつ迅速な指導及び処分

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
業許可	取消し	—	—	—
	停止命令	1件(注1)	—	—
施設設置 許可	停止・改善命令	—	—	—
	取消し	—	—	—

注1 マニフェストの不交付受託及び虚偽報告による事業停止命令(30日)

##### (ウ) 優良産廃処理業者認定制度の運用

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
優良認定処理業者数 (認定件数) [各年度末時点]	16者(29件)	17者(32件)	17者(32件)

#### イ 処理業者におけるBCPの策定の啓発 2-4

処理業者への立入検査や許可申請の際に、リーフレットを配布し、啓発を行った。また、「京さんぱいポータル」の処理業者向け情報として、啓発ページ「BCPを策定しましょう！」を作成した。

### (2) 処理業に関する環境整備 1-6

産業廃棄物収集運搬業者が行う相積みに関し指導方針の整理を行い、今後は適正処理に支障がない限りにおいては、産業廃棄物の相積みを認める方針とした。

### 3 市民に対する取組

産業廃棄物の処理の重要性に対する市民の理解の促進や、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に対する市民のイメージの向上を図るための啓発を行った。

- (1) さんばい施設見学会（エコツアー） **3-2** （別紙3参照）  
 (2) （公社）京都府産業資源循環協会と連携した市民向け啓発 **3-2**

年度	さんばい施設見学会 （エコツアー）	（公社）京都府産業資源循環協会 と連携した市民向け啓発
令和元年度	3回 （7～8月。延べ87名参加）	環境フォーラムきょうと（中止）
令和2年度	（中止）	産廃クイズサイトの開設 （令和3年3月～）
令和3年度	（中止）	小学生向け啓発動画の作成 （令和4年4月公開） ※ 視聴回数：5,569回 （令和6年6月30日時点）
令和4年度	2回 （8月にオンライン形式で開催。 延べ22組参加）	注2
令和5年度	2回（注1） （7月に実地形式及びオンライン形 式で1回ずつ開催。）	注2

注1 見学先と参加者数の詳細は、以下のとおり。

実施年月日	参加者数	行先
7月24日（月） （オンライン形式）	15組	キューピー(株) 神戸工場 ～ (株)京都環境保全公社
7月31日（月） （実地形式）	25名	京都水族館 ～ (株)京都環境保全公社

- 2 令和4年度及び令和5年度は、京都府産業資源循環協会と連携して、排出事業者向けの啓発として業種別啓発リーフレットを作成しており、市民向けの啓発としては実施していない。

病院・診療所、薬局を運営する皆さまへ

# 医療機関等での 正しいごみ の出し方



**許可業者に処理を委託しましょう！**  
無許可業者に委託すると法令違反となります。  
(罰則あり)

**必ず分別・管理をしましょう！**  
医療廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の二つに大きく分類されます。そのうち特に指定された感染性廃棄物を含む「特別管理廃棄物」は、取扱いに注意が必要です。分別・管理を徹底しましょう。

**できるものはリサイクル！**  
再生利用可能なものはリサイクルをしましょう。



※ イラストの分別は一例です。

特別管理産業廃棄物以外の感染性廃棄物と区別して保管し、飛散・流出しないようにする。



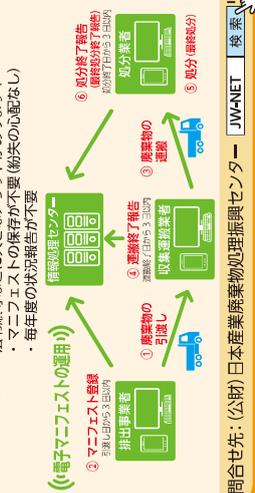
リサイクルの基本は徹底した分別から！

## POINT 3 分別回収箱等の配置・保管例

分別方法を分かりやすく示した表を掲示します。



## POINT 5 電子マニフェストのご利用



## POINT 4 マニフェストの状況

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の引渡しに当たっては、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付する必要があります。マニフェストには電子と紙の2種類があり、どちらを使う場合も「誰に」「どのよう廃棄物を」「どう処理してもらうか」を記入します。

紙マニフェスト  
A票 C2票  
B1票 D票  
B2票 E票  
C1票  
7枚複写原票

紙マニフェストを使用した事業所は、毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストの状況を京都府に報告する必要があります。  
※電子マニフェストの場合は報告は不要です。

京都市ホームページ等で詳しく紹介しています。(参考資料)

「京(みやこ)さんばい」ポータルサイト  
https://sanpai.city.kyoto.lg.jp

「産業物の適正処理ガイドブック」  
https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyof/page/0000146216.html

産業廃棄物に関する問合せ先

公益社団法人 京都府産業資源循環協会  
TEL 075-694-3402

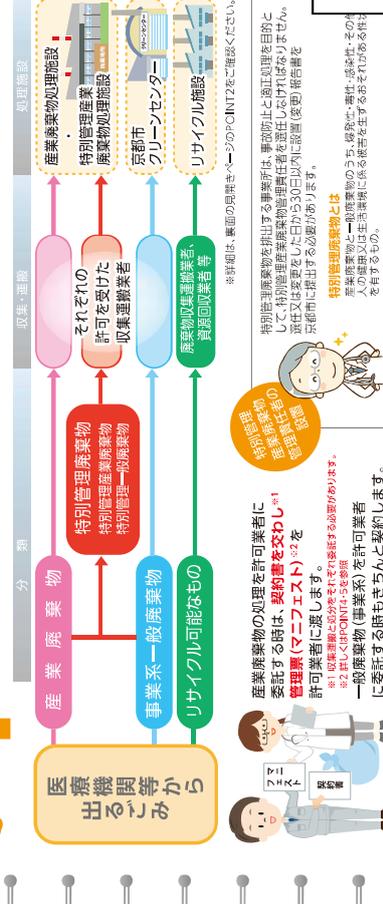
京都市環境政策局 循環型社会推進部 産業物指導課  
TEL 075-222-3957

一般廃棄物に関する問合せ先

京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧  
https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyof/page/000304046.html

京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課  
TEL 075-222-3946

## POINT 1 廃棄物をきちんと分別して、許可を受けた廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託しましょう。



特別管理産業廃棄物とは、感染性、毒性、燃爆性、腐食性、その他、廃棄物の特性に基づき、特別管理が必要と認められるものを指します。

特別管理産業廃棄物の排出は、事前防止と適正処理を目的として、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しなければなりません。責任者は変更をした日から30日以内に設置(変更)届出書を京都府に提出する必要があります。

特別管理産業廃棄物とは、感染性、毒性、燃爆性、腐食性、その他、廃棄物の特性に基づき、特別管理が必要と認められるものを指します。

特別管理産業廃棄物の排出は、事前防止と適正処理を目的として、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しなければなりません。責任者は変更をした日から30日以内に設置(変更)届出書を京都府に提出する必要があります。

特別管理産業廃棄物とは、感染性、毒性、燃爆性、腐食性、その他、廃棄物の特性に基づき、特別管理が必要と認められるものを指します。

特別管理産業廃棄物の排出は、事前防止と適正処理を目的として、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しなければなりません。責任者は変更をした日から30日以内に設置(変更)届出書を京都府に提出する必要があります。

# 事業ごみの正しい分け方

※ 医療機関等から出るごみの一例を記載したものです。下記に記載がないものや判断が難しいものについては、裏面の問合せ先等に御相談ください。

特別管理廃棄物

感染性廃棄物 ※1	血液、検体など 鋭利なもの（注射針、縫合針、メスなど） ※2		※1 感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託してください。 バイオハザードマークを標示した密閉された容器での廃棄が必要なため、特別管理産業廃棄物処理業者に相談したうえで委託してください。  ※2 注射針等の鋭利なものについては、未使用であっても感染性廃棄物に準じて処分し、耐貫通性の容器に入れてください。
	血液・体液が付着したもの（ガーゼ、手袋、検査用具・キット、採尿コップ、血液製剤バッグ、チューブ、シリンジ、カテーテル、ワイヤー、透析器具など）		
	感染性患者に使用したもの		
	抜去歯		
廃油・廃酸・廃アルカリ	医薬品（液体）のうち燃焼しやすい廃油（概ね引火点 70℃未満）、強酸（pH2.0 以下）・強アルカリ（pH12.5 以上） など		
特定有害廃棄物	医薬品のうち水銀等の特定有害物質を含むもの など（マーキュロクロム液、チメロサルを含むワクチン等）		

- 感染性廃棄物とは・・・医療関係機関等から生じた、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。（廃棄物処理法第2条第3項及び第5項、同法施行令第1条第8号及び第2条の4第4号）
- 薬局から出た上記の類似物については、個別に御相談ください。
- 感染性廃棄物の判断基準及び医療関係機関等が感染性廃棄物を処理する際の注意事項を記載した「感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省）を参考にしてください。詳しくは、右のURL か二次元コードから御確認ください。 [https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/post\\_36.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html)



産業廃棄物

※感染のおそれがないものに限る。

廃プラスチック類	血液・体液が付着していないプラスチック類（医療器具・手袋・空の容器・ヒート・PTP・点滴バッグ）、スリッパ、家具等、未使用の検査キット、デジタル体温計、マスク、保存年数が過ぎたレントゲンフィルム（※3） など		産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託してください。  ※3 個人情報を含むものについては、溶解等の処理をしているか、プライバシーマークを取得している処理業者に委託してください。
ガラス陶磁器類	血液、体液が付着していないガラス製品（医療器具、空の容器）、鏡、陶磁器製の植木鉢、歯型石膏 など		
金属類	血液、体液が付着していない金属製の医療器具、ベッド、椅子及び机などの備品、レジスター、パソコン（※4）などの電化製品、忘れ物の傘 など * レジスター、パソコンは、金属類とプラスチック類、ガラス陶磁器類の混合物です。 * 傘は、金属類とプラスチック類の混合物です。		※4 パソコンはリサイクルシステムあり（(例) (一社) パソコン3R 推進協会）
ゴム類	血液、体液が付着していない天然ラテックス製の手袋 など		
電池類	乾電池、バッテリー など		※5 毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法に基づき適正に廃棄してください。
水銀使用製品	蛍光灯、水銀体温計 など		※6 麻薬・向精神薬、覚せい剤原料については、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法に基づき適正に廃棄してください。
液状のもの	医薬品（液体）（特別管理産業廃棄物に該当するもの以外）（※5・※6）		
ペットボトル	飲料用などのペットボトル		（参考）京都府ホームページ <a href="https://www.pref.kyoto.jp/yakumu/1170809362914.html">https://www.pref.kyoto.jp/yakumu/1170809362914.html</a>
缶・ビン類	飲料用などの缶・ビン、空になった医薬品のビン など		産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託し、リサイクルしましょう。
家電リサイクル法対象製品	冷蔵（凍）庫、テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機		販売店に引取りを依頼するか、産業廃棄物収集運搬業者に指定引取場所への収集運搬を委託してください。

事業系一般廃棄物

※感染のおそれがないものに限る。

紙類	リサイクル可能な紙（雑誌、チラシ、段ボールなど）	一般廃棄物収集運搬業者や古紙回収業者に委託してください。 ※ リサイクル可能な紙類をクリーンセンターに搬入することはできません。 古紙回収業者はこちらの二次元コードから御確認ください。	
	リサイクルに向かない紙（汚れの付いた紙、感熱紙、カーボン紙、圧着はがきなど）	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターに搬入します。	
	個人情報が記載された紙（カルテなど）	溶解等の処理をしているか、プライバシーマークを取得している処理業者に委託してください。	
木製品、植物（陶磁器製の植木鉢及びプランター、土は除く。）など		一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。	

見開きでごみ箱近くの壁に貼るなどして、御活用ください。

## ごみやにけーしょん

“へらす”“わかる”で  
目指せ一歩先行く  
ごみゼロ事業所!!

Vol.49

バックナンバーは  
こちら →



業者  
収集

令和7年4月1日 から  
『ごみ搬入手数料』を  
改定します!

ご理解とご協力を  
お願いします。



現行

100kgまでごとに  
1,000円

令和7年4月1日から

10kgまでごとに **150円**  
(マンション等から出るプラスチック類に限り、10kgまでごとに75円)

※ 改定後のごみ処理料金については、現在契約されている許可業者にお尋ねください。

## Q なぜ改定するのですか?

A

現在、京都市では、市民・事業者・許可業者の皆様のご理解とご協力のもと、ごみの減量にあわせて経費の削減を進め、事業ごみの処理費用は100kgあたり約2,000円まで削減してきたところですが、現在、この処理費用を「ごみ搬入手数料」だけで賄いきれず、差額を公費で負担している状況です。

このような状況を踏まえつつ、排出事業者責任の考え方に基づく「ごみ搬入手数料」の適正化を図り、更なるごみ減量や民間リサイクルを促進するため、搬入手数料を改定するものです。

今後も、引き続き、ごみの減量の推進とごみ処理費用の削減に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

公費負担

ごみ搬入  
手数料  
1,000円  
(100kgあたり)

ごみ処理費用  
(100kgあたり)  
約2,000円

## Q なぜ「10kgまでごとに150円」に改定するのですか?

A

京都市廃棄物減量等推進審議会による「ごみ搬入手数料等の今後のあり方」に係る答申を踏まえ、課金単位を100kg単位から10kg単位に見直したうえで、排出事業者の皆様への急激な負担増とならないよう、10kgまでごとに150円に改定することにしました。

許可業者との契約に係るごみ処理料金には、本市のごみ搬入手数料だけでなく、許可業者の収集運搬料金も含まれているため、搬入手数料改定後の具体的にごみ処理料金については、現在ご契約されている許可業者にお尋ねください。

京都市  
CITY OF KYOTOSUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

京都市は持続可能な開発目標  
(SDGs)を支援しています。

この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ!



# 許可業者が収集するマンションから出るごみ(家庭ごみ)についてのお知らせです!

●令和5年4月から市内全域において、プラスチック製品の分別回収をスタートしています。

家庭ごみについて、令和5年4月から、歯ブラシやスプーン・フォーク等のプラスチック製品は「燃やすごみ」ではなく、「プラスチック製の容器と包装」と一緒に「資源物」として回収します。



## 許可業者が収集するマンションの場合

ごみを正しく分別したうえで、透明袋(無色透明又は白色透明に限る)でお出してください。



### ●プラスチック製品の例



リチウムイオン電池使用製品(加熱式たばこなど)や刃物類は混入しないでください。

詳しくは、こちら

京都市 分別回収スタート



マンションから出るプラスチック類のごみ搬入手数料は、分別促進のため、**令和7年4月1日から10kgまでごとに75円**(燃やすごみの半額)に改定となります。

通年募集です!

## 「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」を募集します!

京都市では、事業ごみの減量及び再資源化に積極的に取り組んでいる市内事業所を「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」に認定します。

また、「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」の中から、独自性がある、先進的であるなど、特に優れた取組を行う事業所を「2R及び分別・リサイクル活動優良賞」として、年度ごとに表彰します。

2R:必要以上にごみになるものを作らない・買わない「リデュース(発生抑制)」と繰り返し使う「リユース(再利用)」



認定や表彰を受けると、本市ホームページで事業所名等を掲載するほか、認定証・表彰状を贈呈します!

社内での環境意識が高まるとともに、事業所のイメージアップにもつながります。

★認定基準や申請様式はこちら! → <https://kyoto-kogomi.net/business/yuryoujigyousya/>



## 💡 業種別の正しいごみの出し方

第一弾は・・・**理美容業**と**製造小売業等**の皆様向けです!

お店から出るごみ、どのように分別して捨てたらいいのかわからないのではありませんか?そんな事業主の方のために、分かりやすく使いやすい**業種別リーフレット**を作りました。

ごみ出しのポイントや問合せ先のほか、業種ごとによく出るごみの種類に応じた分け方の一覧も掲載。お店の壁に貼るなどしてご活用ください!**ごみを正しく分別・リサイクル**しましょう!

★ダウンロードはこちら

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000309365.html>



問合せ・リーフレットのご要望は 廃棄物指導課まで (TEL:075-222-3957)

リーフレットです!



理美容店での正しいごみの出し方



製造小売店等での正しいごみの出し方

事業系一般廃棄物のご相談は京都環境事業協同組合

TEL:075-691-5517

E-mail: info@k-kankyou.ne.jp

〒601-8317 京都市南区吉祥院新田式ノ段町65

無許可の業者(管理会社や清掃業者等)が他人のごみを収集運搬・処分することは違法です。

受付時間

13:00~17:00  
(月~金曜)

発行:京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL:075-222-3948 FAX:075-213-0453

令和5年5月 京都市印刷物第054215号

夏休み 小・中学生

別紙3  
参加者  
募集  
参加無料



# さんぱい 施設見学 エコツアー



夏休みの自由研究に！

？「さんぱい」って  
なに？



さん ぎょう はい き ぶつ  
産業廃棄物のこと

みんなが使う物やサービスを生み出す工場や会社からは、  
たくさんのごみ「産業廃棄物」が発生するよ。  
豊かなくらしを支えるために出た大量のごみは、  
どこへ行くのかな？

## 実地見学会



水族館のバックヤードに  
入ったり、はくりよくある  
ごみ処理・リサイクルの  
現場を見学できるよ！

日時 7月31日(月) 9時～13時

集合場所：京都水族館のエントランス前の芝生広場  
解散場所：京都駅  
※見学会の終了時刻は多少前後します。

見学場所

さんぱいを  
出すところ

京都水族館

さんぱいを  
処理するところ

(株)京都環境保全公社

参加対象 小学4年生から中学3年生

※小学生は保護者同伴  
※参加対象者と保護者が同伴する場合のみ、対象年齢以下の  
乳幼児及び児童も参加可能。

定員 20名(保護者も含む)

※定員に達した場合は抽選

## オンライン見学会



オンライン中継で  
ふだんは見る事ができない  
マヨネーズ工場を見学できるよ！

日時 7月24日(月) 13時～16時

※見学会の終了時刻は多少前後します。  
※事前に接続テストを実施します。  
接続テスト ①7月18日(火)16:30～  
(いずれか1日) ②7月19日(水)16:30～

見学場所

さんぱいを  
出すところ

キューピー(株)  
神戸工場

さんぱいを  
処理するところ

(株)京都環境保全公社

参加対象 小学4年生から中学3年生

※小学生は保護者同伴  
※ただし一人で PC 操作を確実に行うことができる場合に限り  
保護者不要。

定員 15組

※定員に達した場合は抽選  
※当選後に ZOOM の ID 及びパスワード等をご連絡します

申込期間・申込方法など、詳しくは裏面をご覧ください。

## 見学会の目的

さんばいを出すところと、さんばいを処理するところを見て、明日につながる資源じゅんかんの仕組みを学び、わたしたちに今何ができるのかを考えます。



こんな方におすすめです

環境問題に興味がある！



夏休みの自由研究に！



普段は中に入ることのない施設を見学したい！



夏休みの自由研究を応援！

見学会が終わったあとも質問を受け付けます

8月16日まで

※質問の受付先は見学当日にご案内します。

★「キューピーの自由研究」公式サイトに夏休みの自由研究として応募可能！  
(優秀作品は公式サイトで紹介されます。)



お申し込み方法

参加希望者（保護者の方を含む。）全員の氏名（ふりがな）、学年、代表者の方の連絡先及び希望コースを、電話、FAX又はメールにて下記の申込先にご連絡ください。※電話番号は、当日連絡のつく携帯番号等にしてください。

申込期間

令和5年6月16日（金）～7月9日（日）

京都いつでもコール 受付時間 8:00～21:00（年中無休）



TEL 075-661-3755

FAX 075-661-5855

おかけ間違いにご注意ください。

メール

京都いつでもコール

検索



<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>

## FAX 送信票 (FAX: 075-661-5855)

ご希望のコースにチェックを入れてください

実地見学会

オンライン見学会

ふりがな		ふりがな	
参加者お名前	様 ( 学年 )	代表者お名前	様 ( 年 月 日生 )
ふりがな		代表者連絡先	〒 —
参加者お名前	様 ( 学年 )		
ふりがな			( TEL — )
参加者お名前	様 ( 学年 )		



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



この事業は家庭ごみの有料の指定袋の収入を活用しています



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



## 補足資料 (制度、施策等の概要)

### 1 多量排出事業場

前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上（特別管理産業廃棄物にあつては 50 トン以上）である事業場（多量排出事業場）を設置している事業者（多量排出事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施状況を、市長に提出、報告しなければならないこととされている。

**根拠** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第 12 条第 9 項～第 11 項ほか

### 2 さんぱい適正処理・3R 推進事業場認定制度（さんぱいチェック制度）

産業廃棄物の適正処理の確保並びに 3R の推進を図るため、排出事業者の自己チェックと改善の取組を支援するとともに、優良な結果の事業場を認定・公表する制度。

**根拠** 京都市産業廃棄物の適正処理の確保及び廃棄物の資源循環の推進に向けた自己点検等に関する要綱

#### 【制度の概要】

- ① 本市が当制度の案内通知を認定対象となる事業場に送付する。通知を受けた各事業者は、チェックシートをホームページからダウンロードし自己チェックを行い、認定基準を満たしたうえで応募する。
- ② 本市が申請のあった事業場の実地調査を行い、審査のうえ優良事業場を認定し、本市のホームページ等で公表する。

### 3 建設リサイクル法届出現場

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出のあった建設工事等について、同法により再資源化が義務付けられている 3 品目（木くず、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊）のリサイクル等の状況を確認するため、一部の工事現場への立入調査を実施している。

### 4 地下工作物存置届出現場

老朽化等により不要となった建築物や工作物を取り壊す場合、地下部分の工作物についても産業廃棄物として適正に処理しなければならないが、周辺的生活環境の保全に支障が生ずるおそれがなく、かつ、撤去した場合に周辺地盤に緩みが生じる場合など、存置することに一定の有用性が認められる工作物については、地下に存置して差し支えないと判断できる場合がある。

本市では、地下に工作物を存置しようとする工事業者からの届出を受け、存置による生活環境保全上の支障の発生のおそれや存置の有用性について、対象となる工事につき現場調査を行うなどして協議を行っている。

## 5 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地の監視

産業廃棄物を生じた事業場以外の場所（面積が300平方メートル以上）で産業廃棄物を保管する場合に、廃棄物処理法及び本市条例に基づき、届出義務が課されている。

しかし、無届けでの事業場外保管や保管用地への廃棄物の過堆積等の違法行為も散見されることから、必要な届出をするよう指導するとともに、保管用地の適正な使用を徹底させるため、定期的に現場確認を実施している。

**根拠** 廃棄物処理法第12条第3項ほか

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第3条以下

## 6 重点監視地域

市内の山間部においては、依然として産業廃棄物の不適正処理事案が見受けられることから、市内全域の山間部に対するパトロールを月1～4回程度の頻度で実施している。

また、山間部以外でも、不法投棄が頻発するなど、重点的に監視すべき地域についても、定期的にパトロールを実施している。

## 7 大岩街道周辺地域

伏見区の大岩街道周辺地域では、過去に周辺地域の住民に対し直接的に被害を及ぼすようなばい煙や悪臭、粉塵の発生などを伴う野外焼却などの悪質かつ重大な違法行為が行われていたため、これらの問題の解決に向け、平成8年度以降、全庁的な体制の下で対策に取り組んでいる。

全庁体制での監視の継続により、周辺地域に多大な悪影響を及ぼしていた大規模な野外焼却は終息しているが、依然として廃棄物の違法堆積や小規模な野外焼却等の違反が見られるため、定期的な監視パトロール及び立入指導を継続している。

## 8 クリーンセンターにおける搬入ごみ検査

本市では、一般廃棄物の処理施設であるクリーンセンターへの不適切な廃棄物の混入を防止するため、事業所などから排出された廃棄物の中に、プラスチック類などの産業廃棄物や、一般廃棄物のうちリサイクル可能な紙ごみなどが混入されていないかどうか、搬入車両のごみの展開検査及び目視検査を随時実施している。

不適切な廃棄物が混入していることが判明した場合、搬入した収集運搬業者や事業者等への持ち帰り指導等のほか、後日、当該廃棄物を排出した事業場に対し、収集運搬業者を通じた啓発・指導や、本市職員による訪問等による直接指導を行い、一般廃棄物、産業廃棄物及びリサイクルできるものの分別やごみの保管状況等を調査して、事業者ごとの排出状況に応じた啓発・指導を行っている。

## 9 太陽光パネルの適正処理、リサイクルの推進

### (京都PVパネル循環プラットフォーム)

太陽光発電設備については、想定される 2030 年代後半以降の大量廃棄に備え、実効性のある適切な処理方法の確立が必要な状況となっている。

国においては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」が策定されたほか、再エネ特措法に基づく廃棄費用の外部積立制度などが創設されており、再資源化及び最終処分量の縮減に向けた取組が進められている。

また、令和5年度からは、経済産業省及び環境省合同で「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」が開催されるなど、太陽光パネルのリサイクルについての制度的対応を含めた検討が進められている。

京都においても、大量廃棄に備えた新たな循環システムの構築のための意見交換の場として、PVパネルの製造から廃棄、リサイクルに至るまでの関係事業者、行政機関等で構成される「京都PVパネル循環プラットフォーム」を京都府が設置しており、本市としても、同プラットフォームへの参画を通じて、各関係者の動向や今後の見通しについて知見及び情報を収集し、関連事業者との意見交換を行っている。

## 10 下水汚泥固形燃料化施設

下水汚泥を蒸し焼きにし、下水汚泥に含まれる水分を蒸発させることにより、固形燃料を生成する施設。当該施設において生成された固形燃料は、石炭の代替燃料として火力発電所等において有効利用される。

市内の産業廃棄物の排出量の5割強を占める下水汚泥は、これまで、ほぼ全量を焼却し、焼却灰として埋立処分を行っていたが、リサイクルの更なる推進を図るため、令和3年度から、鳥羽水環境保全センターにおいて下水汚泥固形燃料化施設を稼働させ、本市において発生する下水汚泥のうち約半分の量を固形燃料化し、下水道資源のリサイクルを促進するとともに、温室効果ガスの削減による地球温暖化の抑止にも貢献している。